

保険者の交付金・納付金等及び支援金等の額の算定に関する諸係数

区 分		根 拠 条 文	22' 確定 (告示)	21' 確定 (告示)	20' 確定 (告示)
確定前期高齢者交付金・納付金	全保険者平均前期高齢者加入率	省令第15条において準用する省令第10条第1項	0.12471004	0.12500624	0.12172325
	前期高齢者加入率の下限割合	法第34条第4項(政令)	1.00/100	1.00/100	1.00/100
	確定補正係数	省令第15条において準用する省令第9項第3項	1.05239	1.04692	1.04923
	調整対象外給付費額に係る算定率	法第34条第2項第2号(政令)	1.46	1.46	1.49
	一人平均前期高齢者給付費額	省令第16条	391,634円	375,935円	332,841円
	負担調整基準率	法第38条第4項(政令)	46/100	45/100	49/100
	加入者一人当たりの負担調整対象額	省令第20条の2	(改正前) 87円	147円	13円
		省令第20条の2	(改正後) 87円	—	—
	納付金確定拠出率	法附則第13条の5第4項	0.00053493	—	—
確定後期支援金	加入者一人当たり負担額	省令第40条	43,999円	41,587円	35,758円
	支援金確定拠出率	法附則第14条の4第4項	0.00584316	—	—
調整金額	前期高齢者交付算定率	省令第3条	0.003450	0.005091	0.019856
	前期高齢者納付算定率	省令第17条において準用する省令第3条	0.002594	0.005091	0.019856
	後期高齢者支援算定率	省令第36条において準用する省令第3条	0.003915	0.001449	0.005564